【問い合わせ先】

海上保安庁警備救難部

刑事課 松村、德 (海事、漁業、刑法等、環境)

Tel 03-3591-6361(内線5402、5420) 03-3591-7946(夜間直通)

国際刑事課 岡本、井手 (出入国、薬物・銃器)

Tel 03-3591-6361(内線5504、5502) 03-3581-1701(夜間直通)

警備課 山戸、庄司 (外国船舶の入港等規制)

Tel 03-3591-6361(内線5606、5610) 03-3591-9795(夜間直通)



平成23年3月4日 海 上 保 安 庁

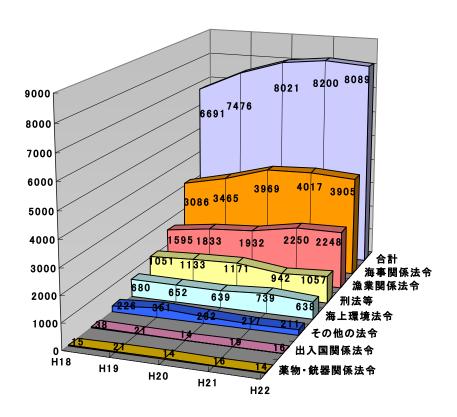
平成 22 年の海上犯罪取締りの状況

- ◇ 平成 22 年の海上犯罪の送致件数は、8089 件でした。
- ◇ 過去5年間において、送致件数が最多であった前年(平成 21 年)と比べ、111 件 少ないものの、それに次ぐ2番目に多い結果となりました。
- ◇ 全送致件数の内訳については、海事関係法令が48%と最も多く、次いで漁業関係法令(27.7%)、刑法等※(13.1%)、海上環境法令(8%)等となっており、例年と 比べ全送致件数に占める各種法令の割合に大きな変化はありません。
- ◇ 前年と比べ、刑法等に増加が見られますが、これは前年が例年に比べ少なかったためであり、平成22年は例年並みであったといえます。その他、海事関係法令や海上環境法令等に減少が見られますが、これらは例年の増減の範囲内であり、特筆すべき状況の変化はありません。

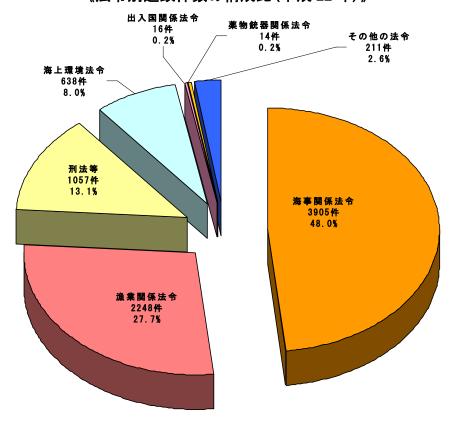
※刑法等には「暴力行為等処罰二関スル法律」を含みます。 (送致件数の詳細は【別図】をご参照ください。)

- ◇ 一方、取締り対象となった海上犯罪には多種多様なものがあり、特に注目すべき事件等としては、【別添 1】に記載するものが挙げられます。
- ◆ 各種法令別の具体的な内容については、【別添2】をご参照ください。

《法令別送致件数の推移(平成18年~平成22年)》



《法令別送致件数の構成比(平成 22 年)》



※刑法等には「暴力行為等処罰二関スル法律」を含みます。

注目すべき事件等

【海事関係法令】

◆ <u>船舶検査を受けていない水上オートバイを無免許で運転し、遊泳中の母</u> 子をはねた男性を逮捕。

※事件の詳細は5ページをご参照ください。

【漁業関係法令】

◆ <u>悪質潜水器密漁者を 6 時間追跡の上、現行犯逮捕し、その後の捜査において、5000 万円にのぼる「なまこ」等を密漁、販売していたことを特定。</u>
※事件の詳細は 6 ページをご参照ください。

【外国人漁業関係法令】

◆ <u>しょう戒中の海上保安庁航空機が日本の排他的経済水域内にて操業中</u> <u>の台湾漁船を確認、巡視船が急行し、同漁船船長等を無許可操業により</u> 逮捕。

※事件の詳細は7ページをご参照ください。

【刑法等】

◆ <u>巡視船に衝突し、停船命令に従わず逃走を続けた中国トロール漁船の中</u> 国人船長を公務執行妨害容疑で逮捕。

※事件の詳細は9ページをご参照ください。

【海上環境法令】

◆ 計26回にわたり、最大で基準値の約 180 倍の鉛を含む工場廃液を流 した疑いで会社社長を逮捕。

※事件の詳細は11ページをご参照ください。

【その他の法令】

◆ <u>領海内に錨泊していたカンボジア船籍貨物船に対し、立入検査を実施した結果、正当な理由が認められないとして領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づき、領海外への退去を命令。</u>

※事件の詳細は13ページをご参照ください。

海上犯罪取締り等の状況

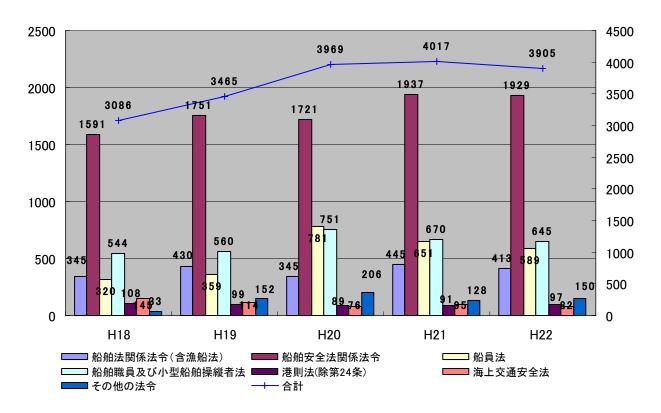
1. 海事関係法令違反の取締り状況

海事関係法令違反の送致件数は 3,905 件(前年 4,017 件)で、前年と比較し 112 件(約3%)減少しました。

法令別では、無検査航行、定員 超過や過積載の禁止等を規定する船舶安全法違反の送致件数が 1,929 件で全体の約 50%を占め ており、次いで無資格運航の禁止 等を規定する船舶職員及び小型 船舶操縦者法違反が 645 件で全 体の約 17%を占めており、昨年 とほぼ同様の状況でした。



《海事関係法令違反の法令別送致件数の推移》



海上保安庁では、プレジャーボート等の活動が特に活発となるゴールデンウィークから夏季にかけて、船舶検査の受検状況や運転資格の確認を行う等小型船舶等に対する積極的指導・取締りを実施しました。

【注目すべき事件】

○ 無免許・無検査の水上オートバイにはねられ、母子が負傷(坂出海上保安署)

平成22年8月、香川県三豊市の楠浜海岸で、遊泳中の母子が水上オートバイにはねられ、男児 は頭蓋骨骨折などの重体、母親は頭などに軽傷を負いました。

坂出海上保安署は水上オートバイを運転していた男性を業務上過失傷害容疑で逮捕し、捜査の 結果、男性は船舶検査を受けていない水上オートバイを無免許で運転していたことが判明、船舶 安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法違反も併せて検挙しました。

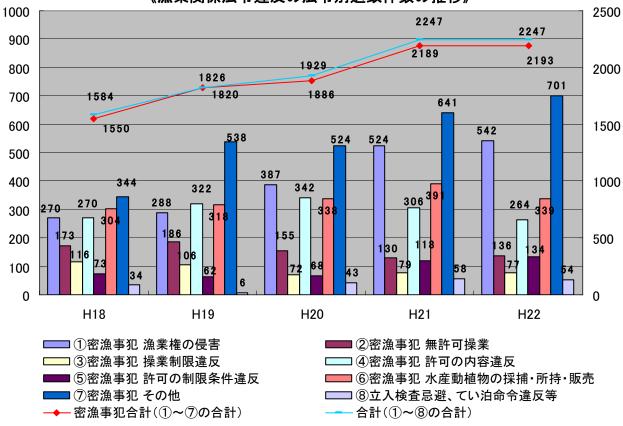
2. 漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の取締り状況

漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の送致件数は 2,247 件(前年 2,247 件)で前年と同じでした。漁業関係法令の中でも、無許可操業、区域・期

間外操業等のいわゆる「密漁」事犯については、2,193件(全体の約98%、前年と比較して4件増加)を送致しました。このうち、水産動植物の採捕・所持・販売や許可の内容違反が前年と比べて減少した一方、禁止漁具や殻長制限違反等は増加しました。



《漁業関係法令違反の法令別送致件数の推移》





「密漁」の送致件数は平成 16 年以降 増加し続けていましたが、平成 22 年 は前年と比べほぼ同じ値となりまし た。密漁の形態については、依然とし て漁業者以外の者による密漁、いわゆ る「磯荒し」と呼ばれるものから、多人 数の密漁グループと、密漁されたもの と知りながら買い受ける水産物販売

会社が一体となった組織的で大掛かりなもの、暴力団の収入源となるものまで多岐 に亘っております。大規模な事案としては、余罪を含め、密漁による水揚げが 5000 万円に迫るものもあります。

特に悪質なものでは、地元漁業者が保護・育成してきた高級食材である、あわび、 さざえ、なまこを狙い、潜水器を使用して根こそぎ捕獲するといったケースが挙げ られます。

【注目すべき事件】

○ 悪質潜水器密漁者を現行犯逮捕(姫路海上保安部)

平成22年1月、内偵捜査中の海上保安官が、姫路港護岸沖において無灯火で潜水器密漁を行っていた小型漁船を発見しました。小型漁船は急行した巡視艇を見るや高速で逃走を開始し、時には瀬戸大橋の橋脚に隠れつつ小島の間を縫うように逃走を続けましたが巡視船艇・航空機による約6時間にも及ぶ追跡の結果、倉敷市の下津井漁港に入港したところを先回りした海上保安官が密漁者3名を現行犯逮捕しました。その後の捜査により、過去3年間の密漁で、市場価格で約5000万円相当の「なまこ」「かわはぎ」等を採捕・販売していた事実を特定し、追送致しました。



3. 外国人漁業関係法令違反の取締り状況

外国人漁業関係法令違反の検挙隻数は3隻(前年2隻)で前年より1隻増加しました。

外国漁船による違法操業については、夜間や荒天時に中間線付近の日本側水域において隠密裏に操業し、巡視船艇等の接近を察知すると管轄権を行使できない海域にすばやく逃げ込むケースなど、悪質・巧妙なものが見受けられます。

海上保安庁では国内外関係機関や



地元漁業者といった地域住民との連携協力を図り、情報収集・分析を行い外国漁船の操業実態の把握に努めるとともに、巡視船艇・航空機を効率的かつ効果的に配備 し、厳正な監視取締りを実施しています。

【注目すべき事件】

○ 無許可操業の台湾漁船船長等を逮捕(横浜海上保安部等)

平成22年9月、しょう戒中の海上保安庁航空機が、小笠原諸島の聟島付近の日本の排他的経済水域内で操業中の台湾漁船を発見し、巡視船が現場海域に急行しました。その後、現場に到着した海上保安官により立入検査・事情聴取が実施され、同漁船の船長および所有者を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反(無許可操業)により逮捕するともに船体等を押収しました。

後日、担保金制度の適用により担保金の提供を受けました。

4. 刑法犯の取締り状況

刑法犯の送致件数は 1,057 件(前年 942 件)で、前年と比較し 115 件(約 12%)増加しました。

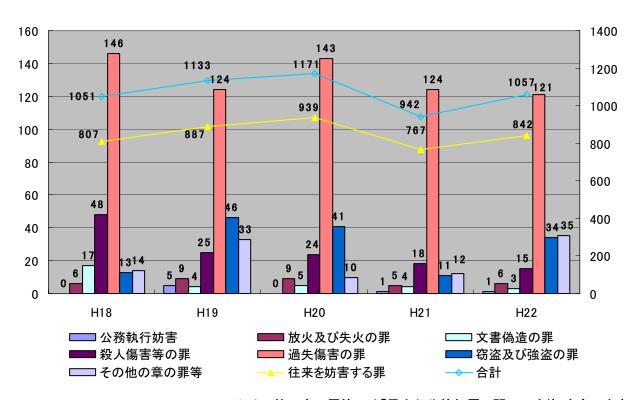
最も送致件数が多かったものは、衝突や乗揚げ等往来を妨害する罪が 841 件(前年 767 件)で全体の 80%、次いで乗船者を負傷させる等過失傷害の罪が 121 件で全体の

約 11%とこれら船舶運航上の過失に 起因するものが全体のおよそ 9 割以 上を占めており、昨年とほぼ同様の 状況でした。

また、漁具の窃盗(被害額約 800 万円)やフェリー乗客による船内窃 盗など、窃盗の罪は34件と前年に比 べ約3倍となったほか、殺人未遂1 件、傷害等の罪14件等を送致しまし た。



《刑法犯の罪種別送致件数の推移》



※その他の章の罪等には「暴力行為等処罰二関スル法律」を含みます。

【注目すべき事件】

〇 かにかご漁具窃盗容疑で漁船船員を逮捕(境海上保安部)

平成22年5月、境海上保安部は、かにかご漁具等の窃盗被害情報に基づき、関係省庁と連携して対応した結果、他船が設置したかにかご漁具を盗んだとして被疑者9名を窃盗の容疑で通常逮捕し、かにかご漁具一式約800万円相当及びべにずわいがに約900キログラムを窃取したことを特定の上、送致しました。その後、余罪を追及した結果、更に別の船が海底に設置したかにかご漁具一式についても窃取したことを突き止め、同容疑で9名を追送致しました。

○ フェリー船内窃盗で乗客を逮捕(徳島海上保安部)

平成22年8月、乗客46名を乗せ航行中のフェリー船内において、ロッカーに入っていた乗客の荷物から現金が盗まれたとの通報がありました。

徳島海上保安部は、フェリーの入港に合わせ海上保安官を現場に急行させ、船内の監視カメラにより挙動不審な男性を確認、同男性から事情聴取したところ、ロッカーから現金を窃取したことを 自供したことから窃盗容疑で緊急逮捕し、適正な証拠保全及び裏付け捜査を実施し送致しました。

〇 巡視船に衝突した中国漁船船長を逮捕(石垣海上保安部)

平成22年9月、尖閣諸島周辺の我が国領海内において、巡視船が操業中の中国トロール漁船に対し 領海外へ退去するよう警告を実施していたところ、当該漁船は巡視船に衝突した上、その後、立入 検査を実施すべく停船を命じつつ追跡していた他の巡視船にも衝突しました。

当該漁船は停船命令に従わず、なおも航走を続けたため、強行接舷の上、海上保安官が乗り移り 停船させ、当該漁船の中国人船長を公務執行妨害容疑で逮捕・送致しました。

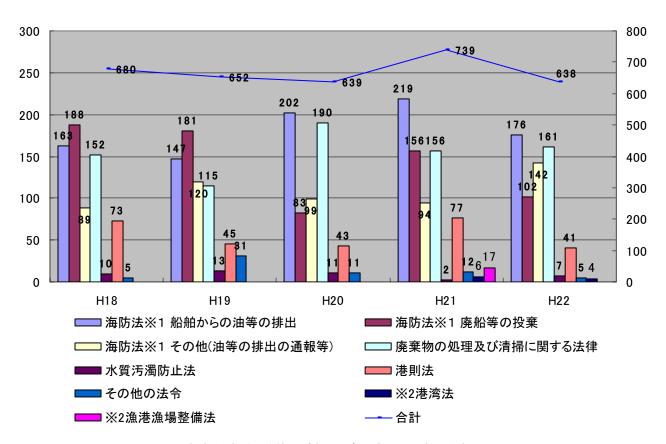
5. 海上環境関係法令違反の取締り状況

海上環境関係法令違反の送致件数は 638 件(前年 739 件)で前年と比較し 101 件(約 14%)減少しました。

法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の送致件数が420件で全体の約66%を占めており、次いで廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の送致件数が161件で全体の約25%を占めています。



《海上環境法令違反の法令別送致件数の推移》



(※1 海防法:海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律)

(※2 平成20年から個別に統計を開始)

環境保全への意識が高まる中、前年と比べ送致件数は減少したものの、依然として 処理費用の削減若しくは設備不良による船舶からの油等の不法排出、廃棄物・廃船の 不法投棄が跡を絶たず、その形態も夜陰に紛れた油等の不法排出や廃棄物の不法投棄、 船名や船舶番号を隠匿しての廃船の不法投棄など悪質なものが挙げられます。

特に、近年水産加工場等からの漁業系残さや不要となった漁網等の漁具の投棄が顕著となっております。

また、平成22年には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、従業員等が業務に関して不法投棄を行った場合に、その法人に課せられる罰金の上限額が1億円から3億円へ引上げられるなど環境保全に対する法制度も強化されました。海上保安庁では、引き続き地方自治体等関係機関と連携・協力して取締りを実施していきます。

なお、外国船舶に対する油等の不法排出事犯取締りについては、国際条約に基づき船舶の航行の利益に配慮した取締りを実施(担保金の提供による釈放制度を運用)しており、その結果、17事件についてこれを適用し、総額1,300万円の担保金の提供を受けました。

【注目すべき事件】

○ 基準を超す廃液を流した疑いで会社社長を逮捕(千葉海上保安部)

平成22年5月、千葉海上保安部は、最大で、排出基準の180倍の鉛や排出基準の3倍のカドミウム等を含む工場廃液を東京湾に流したとして、蓄電池廃棄処理会社社長を水質汚濁防止法違反の容疑で逮捕したほか、同社排水処理施設の管理責任者を検挙しました。なお、同施設は自治体から操業停止1ヶ月の処分と施設改善命令を受け、約3000万円を投じて施設改善をおこなっています。

〇 海岸廃棄物不法投棄関係者2名を検挙(上越海上保安署)

平成22年7月、上越海上保安署は、平成22年4月末から6月末にかけて、海水浴場の清掃業務で発生した一般廃棄物である流木、プラスチック製容器など計約18トンを海岸に穴を掘って違法に投棄していた清掃業者等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の容疑で検挙しました。投棄された廃棄物については、被疑者両名により撤去、適正に廃棄され、現状回復がなされました。

6. 出入国関係法令違反の取締り状況

平成 22 年の出入国関係法令違反の送致件数は 16 件(前年 19 件)で、前年と比較し 3 件減少しました。

近年の密航情勢は、かつてのコンテナ等を利用した数十人単位の集団密航等から、 高速小型船を利用するものや、船員の手引きにより貨物船の船内に潜伏する手法に 変化しており、その手口は小口化・巧妙化が顕著となっています。

退去強制歴を有する外国人や我が国に不法滞在する外国人が、空港等における指 紋等個人情報識別システムによる厳しい審査を免れるため、国内外の密航斡旋ブロ 一カーに依頼し、小型船舶等により人目の少ない地方の港や漁港において不法出入 国を繰り返す実態が判明しています。<u>特に韓国とは近距離であることから、高速小</u> 型船により離島を含む九州北部と短時間で行き来する手口が顕在化しています。

また、韓国人密航斡旋ブローカーが関与する密航事件については、韓国人のみならずイラン人も韓国から我が国へと不法入国させる実態が明らかとなっています。

詳細については、平成 23 年 2 月 1 日付、公表の「平成 22 年における密輸及び密 航取締り状況について(海上保安庁ホームページ http://www.kaiho.mlit.go.jp/に 掲載)」を参照してください。

7. 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

薬物・銃器関係法令違反の送致件数は、14件(前年 19件)で、前年と比較し 5件減少しました。

薬物・銃器事犯においては、従来からロシア人船員が関与した事件数が全体の多くを占めており、平成 22 年においても、総摘発件数 11 件中の 6 件にロシア人船員の関与が認められました。

この6件は、立入検査によって、船内から大麻と準空気銃を摘発したものであり、ロシア船に対する徹底した立入検査の強化が奏功しているものと考えられるとともに、ロシア人船員の遵法精神の低さやロシア国内での違法薬物等の入手の容易さが主な要因として考えられます。

詳細については、平成 23 年 2 月 1 日付、公表の「平成 22 年における密輸及び密 航取締り状況について (海上保安庁ホームページ http://www.kaiho.mlit.go.jp/に 掲載)」を参照してください。

8. その他の法令違反の取締り状況

その他の法令違反の送致件数は、不法無線局の開設等の電波法違反 139 件をはじめとする 211 件(前年 217 件)で、前年と比較し6件(約3%)の減少となりました。

このうち、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」については、船舶保安情報を適正に通報することなく入港した船舶について 6 件 (前年 11 件)を検挙しており、昨年と比較して減少しています。これは、これまでの同法の周知徹底により関係者の理解が深まった結果と推察されます。

なお、外国から本邦の港へ入港しようとする船舶から、61,457件(前年60,426件)の船舶保安情報の事前通報があり、これら入港船舶のうち、船舶保安情報の通報内容等から保安措置(船舶に義務づけられた自己警備)が的確に講じられているかどうか調べる必要がある船舶4,049隻(前年4,123隻)に対して海上保安官による立入検査を実施し、テロの危険のおそれの有無等について確認を行った結果、問題のある船舶は認められず、入港禁止等の強制措置に至った例はありませんでした。

また、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」については検挙件数はありませんでしたが、225隻(前年202隻)の外国船舶に対して同法に基づく立入検査を実施しました。また、立入検査の結果、正当な理由が無いと認められたため、領海外への退去を指導したにもかかわらず、再度正当な理由が無く領海内で停留等を行っていた1隻(前年0隻)に対して、同法に基づき領海外への退去を命じました。

海上保安庁は、外国船舶の不審な行動を抑止するため、引き続き同法を適確に運用して、領海等の安全の確保に万全を期すこととしています。

【注目すべき事件】

〇 パナマ籍船を船舶保安情報の変更の無通報容疑で検挙(門司海上保安部)

平成22年3月、門司海上保安部は、中華人民共和国張家港から関門港向け航行するに際し、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく船舶保安情報のうち、特定海域である瀬戸内海(関門海峡)に入域しようとする予定日時に変更が生じたにもかかわらず、門司海上保安部長に船舶保安情報の変更通報をせず入域したパナマ籍船の船長を同法違反等で検挙しました。

【領海外への退去を命じた事例】

第五管区海上保安本部は、平成22年6月2日に関西空港沖の領海内において錨泊していたカンボジア船籍の貨物船を認め、立入検査を実施したところ、正当な理由が認められなかったので領海外へ退去するよう指導し、該船は一度は領海外向け航行したが、同月10日、再び和歌山県潮岬付近の領海内において錨泊していたので、再度、立入検査を実施したところ、正当な理由が認められなかったことから、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」に基づき、領海外への退去を命じました。